

令和3年5月28日

公益財団法人日本少年野球連盟

ブロック長、支部長、所属チーム 各位

通 達



公益財団法人日本少年野球連盟
会長 惣田 敏和

記

政府から4月25日に発出されました新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言が5月31日まで延長され、本日さらに沖縄県の期限にそろえて6月20日まで再度延長されました。また、延長、再延長の対象地域は北海道、東京、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、福岡の9都道府県です。これに伴い当連盟でも5月8日付け通達を6月20日まで延長致します。当該地域に所属するチームの期間中の活動については各ブロックから発出された通達の遵守を第一として下さい。

また、それ以外の全地域に対しても連盟発出「感染拡大防止のガイドライン（令和2年10月12日）」、「連盟通達（令和3年4月15日）」の徹底遵守を改めてお願いするとともに、各市町村、教育委員会の指導に従って行動していただきますよう改めてお願い申し上げます。

以 上

※お知らせ

連盟本部事務局（大阪市浪速区）はこの度の緊急事態宣言の延長に伴い、午前11時～午後4時までの勤務時間短縮を大阪府の解除まで継続させていただきます。

皆様方にはまたしてもご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解のうえご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

令和3年5月28日

公益財団法人日本少年野球連盟
中日本ブロック所属チーム 各位



公益財団法人日本少年野球連盟
中日本ブロック長 松本 行弘

「緊急事態宣言」延長、再延長にともなう6月1日以降のチーム活動について

新型コロナウイルス感染症の拡大により政府から北海道、東京、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、九州の9都道府県の延長、再延長を受け、6月1日から6月20日までの活動については5月8日付け「中日本ブロック要請」の延長といたします。

ただし、特例として「第52回日本少年野球選手権大会」に向けて下記の条件に於いてはチーム活動の《特例》を発出いたします。

尚「緊急事態宣言」が発令された地域だけでなく、すべての地域での活動には感染リスクがあり、連盟発出の「感染拡大防止ガイドライン」徹底遵守の再確認をお願いいたします。

《特例》

選手権大会に向けての支部予選、練習試合、練習（合同練習）についての活動条件

- (1) 選手権大会（本選）登録予定の選手（約20名）
- (2) 予選、練習試合等の人数制限（移動時含む）
 - ・指導者（スタッフ）5名、選手20名、保護者は移動等の運転手のみ

◆令和3年5月8日付け要請内容（再確認）

□「緊急事態宣言」が延長された愛知県（東・中央・西）支部のチームへ

【要請内容】

- ・ローカル大会・練習試合はすべて中止もしくは延期
- ・平日練習の自粛
- ・土、日、祝の練習については、午前・午後に選手を分けての分散練習とし、昼食時の感染リスクを防止する。

□中日本ブロック（北陸・福井県・静岡県・岐阜県・三重県）支部のチーム

【要請内容】

連盟発出の「感染拡大防止のガイドライン（02.10.12発出）」「連盟通達（03.01.07発出）」「連盟通達（03.04.15発出）」を遵守するとともに、各地域の自治体の指導に従って行動していただきますようお願いいたします。

以上